

五天山公園等維持管理業務特記仕様書（第2公募区）

【特記事項】

- (1) 各公園の管理主体は、西区土木部維持管理課であり、通常業務の報告先、事業報告書及び四半期ごとの請求書の提出先となるので、留意すること。
- (2) 第2公募区において、札幌市が備え付ける備品は、別紙1の「札幌市が貸与する物品」に記載されているものとし、指定管理者に無償で貸与するものとする。

1 五天山公園（総合公園）

- (1) 所在地 西区福井 467 番地外
- (2) 面積 245,870㎡
- (3) 管理区域 別図のとおり
- (4) 主な施設 管理事務所（休憩所）、環境学習館、パークゴルフ場（27ホール）、パークゴルフ場受付棟、炊事広場、芝生広場、球技広場、子供の遊び場、水車小屋、ホタル水路、駐車場（544台）ほか

(5) 有料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

ア パークゴルフ場

- (ア) ホール数 27ホール（開放は18ホールで9ホールを交代で養生する）
- (イ) コース概要 ライラックコース 9ホール、パー33、総延長443m
すずらんコース 9ホール、パー33、総延長421m
あいりすコース 9ホール、パー33、総延長503m
- (ウ) 利用期間 (1) 4月下旬から8月31日まで 午前8時から午後6時まで
(2) 9月1日から10月10日まで 午前8時から午後5時まで
(3) 10月11日から11月上旬まで 午前8時から午後4時まで
- (エ) 休日 本市と協議して定める日とする
- (オ) 使用料 一般330円、小・中学生160円、65歳以上230円
- (カ) 受付 パークゴルフ場受付は、パークゴルフ場受付棟にて行うこと。

(6) 無料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
管理事務所	通年（年末年始を除く）	9時から17時	休憩スペースあり
環境学習館	4月下旬～10月下旬 （週1日休館日）	10時から17時	
水車小屋	5月中旬～10月下旬		下記(10)のとおり
炊事広場	5月～10月	9時から17時	冬期間閉鎖
テニスコート	6月～10月		冬期間閉鎖
駐車場	4月中旬～11月下旬 （D2・D3別途）	終日	冬期間閉鎖 下記(13)のとおり

(7) 公園便所

設置場所	形 式	身障	冬季開放	便器数	適 用
テニスコート	バイオトイレ	○	○	大 1 小 1	公園便所 No.75
炊事広場	新 C	○	×	大 3 小 2	公園便所 No.77

(8) 管理事務所は、内部の休憩スペースを公園利用者が利用できるよう管理すること。

(9) ホタル水路、環境学習館に係る維持管理については、別紙 2 の「ホタル水路、環境学習館管理運営特記仕様書」による。

(10) 水車の運転は、5 月中旬から 10 月下旬の土・日・祝日の 52 日間を基本とし、一日の運転時間は 1 0 時から 1 7 時までとする。

(11) 炊事広場には、バーベキューコンロ台、炭捨てボックス等が設置されているため、随時清掃等を実施すること。

(12) 倉庫について

倉庫内は、常に整理整頓を行い、適正な状態に維持すること。

(13) 駐車場について

- ・ 駐車場(D 2, D 3)とテニスコート、並びに球技広場の一部は、冬期間(11 月～5 月)雪堆積場として利用するため、この間は管理区域から除外する。
- ・ 公園の冬季利用と路線バスの乗り入れがあるので、降雪に応じて駐車場及び園路の除雪を行うこと。

(14) 札幌市が貸与する作業機械

ア 別紙 1 のとおり

イ 機械の点検及び修理

- ・ 指定管理者は、貸与を受ける作業機械の日常点検、整備、修理等を行い、適正な状態に維持すること。
- ・ 指定管理者は、貸与作業機械を指定管理者の責に帰すべき事由により、貸与作業機械を棄損又は故障した場合は、指定管理者の負担により修理を行わなければならない。
- ・ 指定管理者は、前項の修理を行う場合において、部品の交換を行うときは、純正部品を使用しなければならない。ただし、貸与作業機械の性能及び機能を損なわない範囲の代替部品で、本市の承認を受けたものについてはこの限りでない。

ウ 転貸し等の禁止

指定管理者は、貸与作業機械を転貸し又は担保に供してはならない。

エ 附帯経費等の負担

指定管理者は、使用に附帯する燃料費・油脂費及び消耗機材費等の経費を負担しなければならない。

(15) 維持管理作業計画及び管理基準

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙 3 の「五天山公園」年間作業計画及び維持管理基準表を参考にして作成すること。

2 宮丘公園（特殊公園）

- (1) 所在地 西区西野外
 (2) 面積 331, 612 m²
 (3) 管理区域 別図のとおり
 (4) 主な施設 パークゴルフ場（9ホール）、芝生広場、駐車場（75台）、少年野球場、観察デッキ、遊戯広場（コンビネーション遊具）、展望広場
 (5) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
パークゴルフ場	5月～10月	終日	冬期間閉鎖
少年野球場	5月～10月	終日	冬期間閉鎖
駐車場	4月中旬～11月下旬	終日	冬期間閉鎖

(6) 公園便所

設置場所	型式	身障	冬季開放	便器数	備考
駐車場	C		×	大3小3	公園便所 No.55 給水ポンプ有
見晴広場	E		×	大2小1	公園便所 No.54
学校林	新 E	○	×	大2小1	公園便所 No.69 給水ポンプ小屋併設
少年野球場	E		×	大2小1	公園便所 No.51

- (7) 自然保護に努めること。（エゾサンショウオ、アカガエル、野草等）
 (8) 自然観察会等を1回／年以上行うこと。
 (9) 維持管理作業計画及び管理基準

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙4の「宮丘公園」年間作業計画及び維持管理基準表を参考にして作成すること。

3 その他

(1) ヒグマなどの野生生物について

五天山公園及び宮丘公園は、自然環境と連続しており、野生生物が往来することがあるため、特にヒグマを目撃した場合は、直ちに西区役所（代表 011-641-2400）か警察（110）に連絡し対応を求めること。また、糞や足跡等の痕跡を発見した場合は、西区役所または西区土木部（011-667-3201）へ連絡し、必要に応じて利用者への周知等の措置をとること。

○札幌市が貸与する車両及び物品

別紙 1

五天山公園

NO.	貸与物品名	貸与数量	加除	備考
1	3連アプローチモア	1		
2	乗用3連ロータリーモア	1		
3	自走ロータリーモア	3		
4	刈払機	3		
5	運搬車	1		
6	チェーンソー	1		
7	ブロア	1		
8	ヘッジトリマー	1		
9	肥料散布機	2		
10	集草機	1		
11	高圧洗浄機	1		
12	工具セット	1		
13	スプリンクラーセット	11		
14	(1セット当たり内訳)			
15	スプリンクラー	5		
16	ハンディスタンド	5		
17	キャップ	1		
18	ラインホース	5		
19	タイマーセット	8		
20	(1セット当たり内訳)			
21	スプリンクラーシンカー	2		
22	減圧弁	1		
23	分岐接続金具	1		
24	カバー付セット台	1		
25	フレキシブルチューブ	1		
26	送水ホース	10		
27	送水ホース	5		
28	送水ホース	5		
29	マチノキャップ	10		
30	エルボジョイント	8		
31	T型ジョイント	8		
32	ラクトール	30		
33	抽選器	3		
34	ホールカッター	1		
35	ボールスタンド	27		
36	(受付備品)	54		
37	事務机	1		
38	椅子	2		
39	脇机	1		
40	ホワイトボード	1		

NO.	貸与物品名	貸与数量	加除	備考
41	ロッカー	1		
42	保管庫	1		
43	手提金庫	1		
44	卓上クリスタルトレイ	2		
45	屑入れ	1		
46	事務机	2		
47	椅子	3		
48	ロッカー(3人用)	1		
49	キッチンキャビネット	1		
50	金庫	1		
51	多目的テーブル	1		
52	屑入れ	4		
53	月間予定表	1		
54	保管庫	3		
55	折りたたみテーブル	6		
56	スタッキングチェア	20		
57	専用台車	1		
58	ロッカー	2		
59	洗濯機	1		
60	乾湿両用業務用掃除機	1		
61	背なしベンチ	2		
62	スモーキングスタンド	1		
63	防塵マット	1		
64	泥落としマット	1		
65	水取りマット	1		
66	水取りマット	1		
67	水取りマット	1		
68	傘たて	1		
69	ロビーベンチ	4		
70	ダストボックス	2		
71	ダストボックス	1		
72	ダストボックス	1		
73	パンフレットスタンド	1		
74	壁掛け式掲示板	1		
75	消火器(スタンド付き)	5		
76	ダストボックス	2		
77	分類ワゴン45	1		
78	ダストパック	2		
79	汚物いれ	5		
80	トイレ用屑入れ	4		

NO.	貸与物品名	貸与数量	加除	備考
81	屑入れ	4		
82	折りたたみテーブル	5		
83	スタッキングチェア	10		
84	乾湿両用業務用掃除機	1		
85	防塵マット	1		
86	泥落としマット	1		
87	傘立て	1		
88	消火器(スタンド付き)	1		
89	汚物入れ	1		
90	火バサミ	5		
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

ホタル水路、環境学習館管理運営特記仕様書

五天山公園は、良好な自然環境が保たれ、ホタルの生息域である。このような良好で希少な自然環境は、後世に受け継いでいかなければならない大切な財産である。

このため、多くの人がルールを守りながら楽しく公園を利用してもらえるように、また自然資源を保全しながら有効に資源を利用するため、環境の保全を考慮した公園の管理運営を行う必要がある。

五天山公園のホタル水路、環境学習館の管理運営に当たっては、以上のような環境の保全の必要性について十分に理解し、以下に示す業務を遂行すること。

1 ホタル水路

ホタル水路の維持管理については、地域や市民団体等との協働により適切な管理を行うことし、人工飼育した幼虫と餌となるカワニナを放流してホタルの定着化を図るとともに、ホタルの羽化時期には成虫の観察会を2回/年以上実施すること。

また、ホタルの発現時期については、ホタルの情報提供のために週1回以上は情報を提供すること。

2 環境学習館（市民の活動拠点）

市民の活動拠点として、地域や市民団体等と協働により公園来園者に対して、ホタルに関する情報のほか環境の保全に関する情報の発信を行うこと。

また、環境学習館は、環境の保全に関する市民団体等の利用に供するため、その環境学習館の管理及び利用調整を行うこと。

公園利用者に対する一般開放時間等は次のとおりとする。

4月～11月（毎週月曜日を除く）9：00～17：00

冬期間（12月～3月）は原則閉館とするが、必要な場合は開館できるものとする。

なお、ホタル飼育やパネル展示等のほか市民団体等が使用する場合は、使用する市民団体等と調整して使用時間等を決定すること。

3 市民団体等の支援とその調整

五天山公園、ホタルをはじめとする自然環境、その他の環境の保全に関する情報の発信や展示を行う場合において、市民団体等に支援の必要がある場合については、用具用品の貸し出しや公園内スペースの確保などの支援を行うこと。

西 区 施設名: 五天山公園

西 区 施設名: 五天山公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視 定期巡視	1式 1式	毎日 月1回 4日/年	4～11月 12～3月													4月25日～11月10日の期間
園内清掃	清掃 A 清掃 B 清掃 C 清掃 D 清掃 E 樹 清掃 トラフ 清掃	80,009㎡ 131,525㎡ 143,700㎡ 12,075㎡ 4,916㎡ 109箇所 681m	隔週 12回/年 1回/年 4回/年 隔週 10回/年 週2回 52回/年 1回/年 1回/年	4～11月 4月 10月 6～10月 5～10月 4月 4月													拾い集め型(全区域) 春1回目 清掃(全区域) 秋の落葉清掃(全区域) 駐車場D2+D3(雪捨て場) 炊事広場 + パークゴルフ 泥上げ等 片付け含む 泥上げ等 片付け含む
芝生管理	草刈 A 草刈 B 草刈 C 草刈 D 草刈 E 草刈 F エアレーション 目土かけ 施肥 灌水	8,047㎡ 15,823㎡ 10,200㎡ 25,499㎡ 8,904㎡ 21,208㎡ 8,047㎡ 8,047㎡ 23,870㎡ 18,247㎡	26回/年 13回/年 5回/年 5回/年 3回/年 3回/年 1回/年 1回/年 2回/年 30回/年	5～10月 5～10月 5～10月 5～10月 5～10月 5～10月 11月 11月 5・11月 6～9月													パーク)フェアウエイ パーク)ラフ パーク)法面 芝生・子供・球技広場等 駐車場外周 花園の丘法面(展望・管理通路脇) パーク)フェアウエイ パーク)フェアウエイ パーク)フェアウエイ・ラフ パーク)フェアウエイ・ラフ
植栽管理	生垣刈込み A 花壇管理 公園樹管理 寄せ植え刈込 樹木冬囲い(設置・撤去)	1,482m 425㎡ 1,736本 1,251㎡ 3,820本	1回/年 3回/年 8-9月、1-3月 1回/年 1回/年	8-9月 6,7,8月 8-9月 4,11月													整枝(剪定)・枯損木 造成後ため(年により変動)
サービス施設	ホテル川巡回清掃 ホテル川巡回人工飼育 ホテル観察会 水飲台閉栓・開栓 水飲台清掃 散水栓閉栓・開栓 四阿 雪下ろし	200㎡ 200㎡ 1回/年 10箇所 10箇所 20箇所 265㎡	15回/期間 23回/期間 1回/年 2回/年 回/年 2回/年 1回/年	5月中旬～10月下旬 11月～4月 7/下～8/中 4月、11月 4月、11月 1-2月													ホテル川 ホテル川+活動拠点ﾌﾟﾚﾊﾞﾌ内 管理事務所内 + 園内 適宜
トイレ管理	清掃 施設点検	1棟 1棟	毎日 毎日	4月-3月 4月-11月													管理事務所・交流ﾌﾟﾚﾊﾞﾌ内 園内
遊戯施設	遊器具点検 遊器具修繕 砂場管理	1式 1式 1式	2回/年 随時	4月、7月 5月～10月													敷均し 砂補給 砂交換
照明灯管理	照明灯点検 照明灯修繕	11基 3基	1回/年 随時														NH180-6灯、ソーラー5灯 ランプ交換等
特殊施設 管理	有料施設受付	1式		4月-11月													
その他 委託等	消防設備点検 機械警備 給水設備点検 高圧受電設備点検 カラスの巣撤去 ハチの巣駆除 貸与機械整備 除雪(駐車場・園路)	1式 1式 1箇所 1箇所 1式 1式 1式 1式	1回/年 日/年 1回/年 回/年 1回/年 回/年 1回/年 冬期間 随時	4-7月 8-9月 11月 12-3月													管理事務所 管理事務所 受水槽等 草刈機械ほか

維持管理基準表

西区

施設名：

五天山公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
基本管理					
☐	日常巡視	1式	毎日		4月25日～11月10日の期間
☐	定期巡視	1式	月1回 4回/期間		12月～3月の期間

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
園内清掃					
☐	清掃 A	80,009㎡	隔週 12回/年	4～11月	拾い集め型(全区域)
☐	清掃 B	131,525㎡	1回/年	4月	春1回目 清掃(全区域)
☐	清掃 C	143,700㎡	4回/年	10月	秋の落葉清掃(全区域)
☐	清掃 D	12,075㎡	隔週 10回/年	6～10月	駐車場D2+D3(雪捨場)
☐	清掃 E	4,916㎡	週2回 52回/年	5～10月	炊事広場 + パークゴルフ
☐	樹 清掃	109箇所	1回/年	4月	泥上げ等 片付け含む
☐	トラフ 清掃	681m	1回/年	4月	泥上げ等 片付け含む

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
芝生管理					
☐	草刈 A	8,047㎡	26回/年	5～10月	パーク)フェアウェイ
☐	草刈 B	15,823㎡	13回/年	5～10月	パーク)ラフ
☐	草刈 C	10,200㎡	5回/年	5～10月	パーク)法面
☐	草刈 D	25,499㎡	5回/年	5～10月	芝生・子供・球技広場等
☐	草刈 E	8,904㎡	3回/年	5～10月	駐車場外周
☐	草刈 F	21,208㎡	3回/年	5～10月	花園の丘法面(展望・管理通路脇)
☐	エアレーション	8,047㎡	1回/年	11月	パーク)フェアウェイ
☐	目土かけ	8,047㎡	1回/年	11月	パーク)フェアウェイ
☐	施肥	23,870㎡	2回/年	5・11月	パーク)フェアウェイ・ラフ
☐	灌水	18,247㎡	30回/年	6～9月	パーク)フェアウェイ・ラフ

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
植栽管理					
☐	生垣刈込み A	1,482m	1回/年	8-9月	
☐	花壇管理	425㎡	3回/年	6,7,8月	
☐	公園樹管理	1,736本		8-9月、1-3月	整枝(剪定)・枯損木 造成後ため(年により変動)
☐	寄せ植え刈込	1,251㎡	1回/年	8-9月	
☐	樹木冬囲い(設置・撤去)	3,820本	1回/年	4.11月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
サービス施設					
☐	ホタル川巡回清掃	200㎡	15回/期間	5月中旬～10月下旬	ホタル川
☐	ホタル川巡回人工飼育	200㎡	23回/期間	11月～4月	ホタル川+活動拠点プレイバグ内
☐	ホタル観察会		1回/年	7/下～8/中	
☐	水飲台閉栓・開栓	10箇所	2回/年	4月、11月	管理事務所内 + 園内
☐	水飲台清掃	10箇所	回/年		適宜
☐	散水栓閉栓・開栓	20箇所	2回/年	4月、11月	
☐	四阿 雪下ろし	265㎡	1回/年	1-2月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
トイレ管理					
☐	清掃	1棟	毎日	4月-11月	管理事務所・交流プレハブ内 園内
☐	施設点検	1棟	毎日	4月-11月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
遊戯施設					
☐	遊器具点検	1式	2回/年	4月、7月	敷均し 砂補給 砂交換
☐	遊器具修繕	1式	回/年	5月～10月	
☐	砂場管理	1式	回/年		

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
照明灯管理					
☐	照明灯点検	11基	1回/年		NH180ー6灯、ソーラー5灯 ランプ交換等
☐	照明灯修繕	3基	随時		

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
特殊施設管理					
☐	有料施設受付	1式		4月-11月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
その他委託等					
☐	消防設備点検	1式	1回/年		管理事務所 管理事務所 受水槽等
☐	機械警備	1式	日/年		
☐	給水設備点検	1箇所	1回/年		
☐	高圧受電設備点検	箇所	回/年		
☐	カラスの巣撤去	1式	1回/年	4-7月	草刈機械ほか
☐	ハチの巣駆除	1式	回/年	8-9月	
☐	貸与機械整備	1式	1回/年	11月	
☐	除雪(駐車場・園路)	1式	冬期間 随時	12-3月	

宮丘公園

西 区 施設名:

[illegible]

維持管理基準表

西区

施設名:

宮丘公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
基本管理 □	日常巡視 定期巡視	1式 1式	1回/週 3回/年	4-5月、2月、6月	週1回程度 6月は夜間の照明の点検

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
園内清掃 □	清掃 A	72,700㎡	12回/年		拾い集め型(隔週、A,B,Cで)
□	清掃 B	72,700㎡	1回/年	4月	春1回目 清掃
□	清掃 C	72,700㎡	4回/年	10月	秋の落葉清掃
	樹 清掃	48箇所	1回/年	4月	泥上げ等 片付け含む
	トラフ 清掃	2,800m	1回/年	4月	泥上げ等 片付け含む

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
芝生管理 □	草刈(野球場)	2,700㎡	5回/年	6-10月上旬	片付けなし
	草刈	23,600㎡	4回/年	6-10月上旬	片付けなし
	草刈(パークゴルフ)	640㎡	4回/年	6-10月上旬	片付けあり
	草刈(パークゴルフ)	930㎡	3回/年	6-10月上旬	片付けあり
	草刈(駐車場横斜面外)	8,260㎡	1回/年	7月	片付けなし
	散策路整備(ササ刈り)	2,420㎡	1回/年	10月	片付けなし
	ブッシュ抜開(くず切り)	25,000㎡	1回/年	10月	片付けなし

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
植栽管理	花壇管理	20㎡	3回/年	6,7,9月	
	樹木冬囲い(H0.6,W0.3)	445本	2回/年	4月,11月	設置・撤去
	樹木冬囲い(H0.9,W0.5)	100本	2回/年	4月,11月	設置・撤去
	樹木剪定	1式			適宜

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
サービス 施設	水飲台閉栓・開栓 水飲台清掃	6箇所 6箇所	2回/年 回/年	4月、11月	適宜

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
トイレ管理	清掃 施設点検	4棟 4棟	2回/週 適宜	4-11月 4-11月	冬季閉鎖

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
遊戯施設	遊器具点検	1式	2回/年	4月、7月	
	遊器具修繕	1式	随時		

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
照明灯管理	照明灯点検	5基	1回/年		ランプ交換等
	照明灯修繕	1基	随時		

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
特殊施設 管理	野球場整備	1箇所	1回/年		グラウンド土補充6m3(一箇所に堆積)
	パークゴルフ場	1箇所			
	木製階段補修	1式	1回/年		

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
その他 委託等	消防設備点検	1式	回/年		管理事務所 管理事務所 受水槽等
	機械警備	1式	日/年		
	給水設備点検	箇所	回/年		
	高圧受電設備点検	箇所	回/年		
	カラスの巣撤去	1式	1回/年		
	ハチの巣駆除	1式	1回/年		
	自然観察会	1式	1回/年		

五天山公園維持管理 草刈等作業凡例

	草刈 D (一般区域)	25,499 m ²	期間中5回(片付あり)
	草刈 E (一般区域)	8,904 m ²	期間中3回(片付あり)
	草刈 F (一般区域)	21,208 m ²	急斜面期間中3回(片付あり)
	草刈 A (パークゴルフ)	8,047 m ²	フェアウェイ 期間中26回
	草刈 B (パークゴルフ)	15,823 m ²	ラフ 期間中13回
	草刈 C (パークゴルフ)	10,200 m ²	法面 期間中5回
	エアレーション	8,047 m ²	フェアウェイ 期間中1回
	芝生目土かけ	8,047 m ²	フェアウェイ 期間中1回
	コース内芝生灌水	8,047 m ²	フェアウェイ 期間中30回
	芝生施肥	23,870 m ²	フェアウェイ+ラフ期間中2回

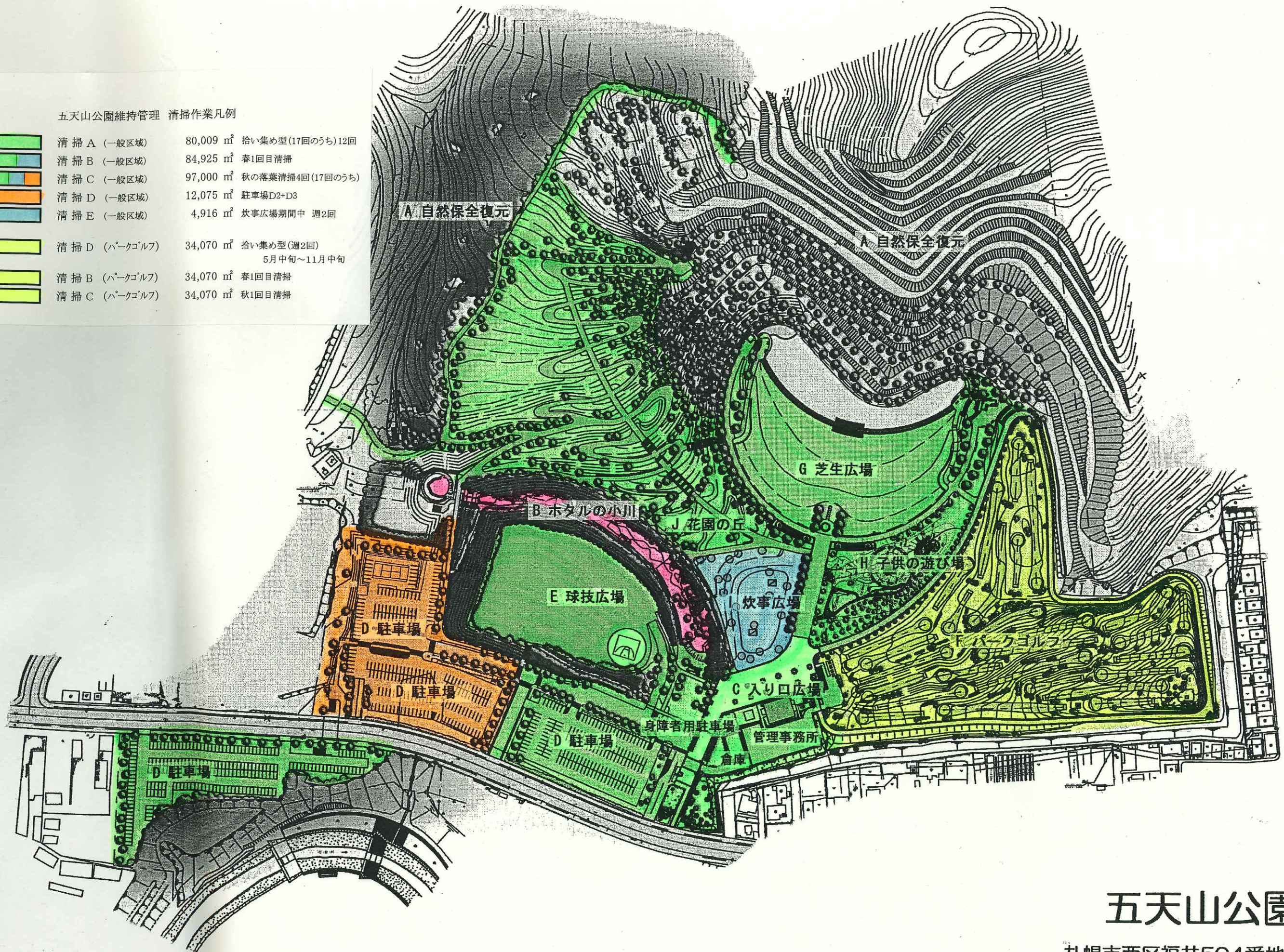


五天山公園

札幌市西区福井504番地1ほか

五天山公園維持管理 清掃作業凡例

	清掃 A (一般区域)	80,009 m ²	拾い集め型(17回のうち)12回
	清掃 B (一般区域)	84,925 m ²	春1回目清掃
	清掃 C (一般区域)	97,000 m ²	秋の落葉清掃4回(17回のうち)
	清掃 D (一般区域)	12,075 m ²	駐車場D2+D3
	清掃 E (一般区域)	4,916 m ²	炊事広場期間中 週2回
	清掃 D (パークゴルフ)	34,070 m ²	拾い集め型(週2回) 5月中旬～11月中旬
	清掃 B (パークゴルフ)	34,070 m ²	春1回目清掃
	清掃 C (パークゴルフ)	34,070 m ²	秋1回目清掃

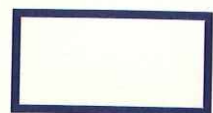


五天山公園

札幌市西区福井504番地1ほか



公園区域(24.587 ㊧
タール)



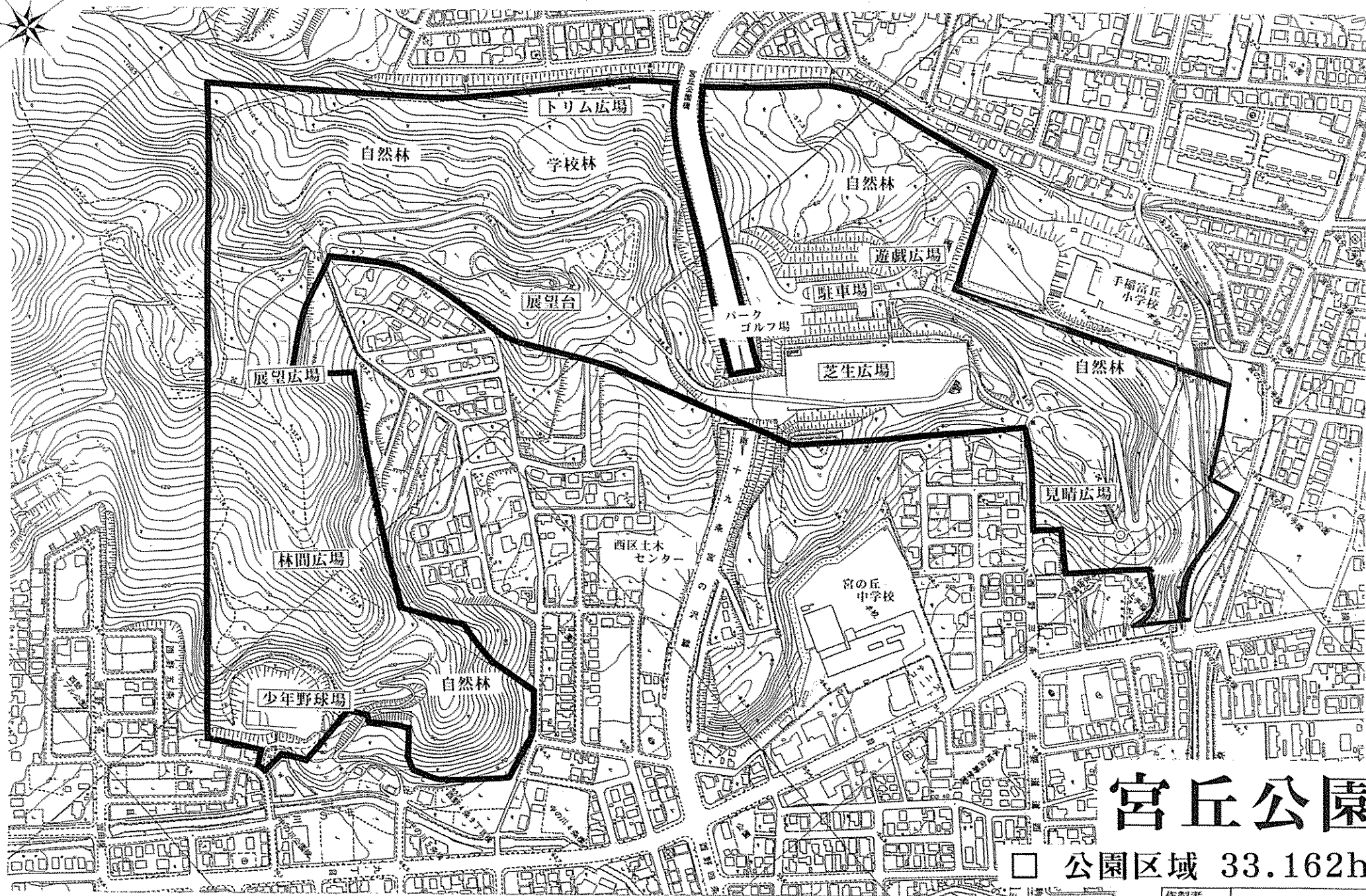
作業区域(12.90 ㊧
タール)



五天山公園

札幌市西区福井504番地1ほか

宮丘公園現況平面図



宮丘公園

□ 公園区域 33.162ha

作製者	札幌市西区土木部
所管課所名	札幌市西区土木部



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）が五天山公園及び宮丘公園（以下「五天山公園等」という。）の指定管理者に五天山・宮丘パークマネジメントグループ（以下「乙」という。）を指定するに当たり、甲と乙とは、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第8条の規定に基づき、五天山公園等の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（協定の目的及び基本的事項）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、五天山公園等を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この協定に定める許可、承認、請求、指示、報告、取消及び停止等は、原則として書面にて行わなければならない。

（指定期間等）

第2条 甲が乙を五天山公園等の指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 第7条に定める維持管理業務及び第34条に定める自主事業（以下「維持管理業務等」という。）に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本合意）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 甲は、五天山公園等の管理に民間の能力を活用する指定管理者制度の目的を十分に理解し、乙が行う維持管理業務等の計画を尊重するものとする。

3 乙は、五天山公園等の設置目的を十分に理解し、維持管理業務等を効率的に遂行するとともに、的確に市民ニーズを把握し、サービスの向上に努めるものとする。

（権利の譲渡禁止等）

第4条 乙は、この協定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

第2章 維持管理業務の実施

（管理物件）

第5条 乙が管理する五天山公園等の土地、建物、設備、備品等（以下「管理物件」という。）の内容は、札幌市都市公園維持管理業務等仕様書及び五天山公園等維持管理業務等特記仕様書（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（管理物件の使用）

第6条 乙は、維持管理業務を遂行するため、管理物件を無償で使用するができる。

2 乙は、管理物件を維持管理業務の範囲を超えて使用してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、第34条に定める自主事業を行う場合は、甲の承認を得て維持管理業務の範囲を超えた管理物件の使用を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により管理物件を使用する場合において、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び条例の規定に基づく公園施設の設置許可、公園の占用許可又は行為許可を必要とするときは、条例及び札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるところにより、甲に対して必要な申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

(裁判管轄)

第36条 この協定に関する訴訟は、札幌市を管轄する裁判所に提訴する。

(協定の改定)

第37条 甲及び乙は、特別の事情がある場合に限り、協議の上この協定を改定することができる。

(その他)

第38条 この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定める。

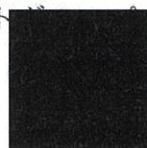
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年3月27日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北11条西15丁目1番52号
五天山・宮丘パークマネジメント
代表者 株式会社南香園
代表取締役 廣部 修



札幌市都市公園維持管理業務 宮丘公園平面図

